小川英二郎宛伊達藤二郎及び同五郎書状をめぐる謎

小川家文書より

はじめに

平成一八年四月、田辺市出身の玉置裕氏から当文書館に寄贈された史料に小川家文書と名付けた文書群があります。

この文書群の中に非常に興味深い史料が二点見つかりました。一点は伊達藤二郎（以下「千広」とする。）から小川英二郎に宛てた書状（資料番号い―2）であり、もう一点は千広の養嗣子である伊達五郎から同じく小川英二郎に宛てた書状（同い―3）であります。何が興味深いかというと、千広からの書状は従来文久元年に発せられたものだと解釈されていたのですが、その解釈だと謎が多いことがわかりました。ここではこの書状の背景から説明を始めなければならないでしょう。

ことの起こり

そもそも伊達千広が

「忠の字をわすれた竹のすずめどの
おどりが過ぎてあみの乗物」

「伊達つらが踊くるひしには雀
まがりし竹の外しらずして」

など（『小梅日記』嘉永六年（一八五三一月二日条所収）と揶揄されながら和歌山城下を追放されて、田辺安藤家に幽閉されることになるのは、嘉永五年も押しせまった師走のことでした。伊達千広は本居大平の門下で加納諸平や長沢伴雄等と並び称されるほどの俊秀として有名ですが、同時に政治的手腕もかなり評価され、第一〇代藩主の治宝に重用され寺社奉行や勘定奉行等を歴任しました。

ところが、この年の一二月二三日突然

「品々如何敷趣相聞候段従　公辺
之御趣意も有之候ニ付安藤飛騨
守江御預」

（当館所蔵　文久元年伊達五郎書き上げの「系譜」より）という処分を言い渡されたことから事が始まります。

この失脚劇の裏には隠居後も藩内で実権を握り続けていた治宝の死をきっかけとして一挙に吹き出した「江戸派」と「お国派」との間の対立があり、彼と同様に多くの治宝派の家臣達が粛正されました。その中には当然のごとく養嗣子の伊達五郎も含まれていて、城下十里外追放の処分を受けています。

この突然の処分から伊達千広は九年半の長きにわたって田辺で不自由な生活を余儀なくさせられます。

千広からの書状

さて、問題の書状がどういうものかを知る必要があります。これは田辺に「お預け」となった千広からの長期にわたって安藤候及びその家臣達からさまざまな恩恵を蒙ったことに対する礼状です。

ということは、とりもなおさず彼が赦免されたということでしょう。

以下に全文を紹介しましょう。

一筆致啓上候向暑之節御座候処
弥御安全御入被成候半与萬々奉
賀候　然者野生義今般慎　御免
被仰出難有仕合奉存候　誠ニ以
永々　御館様之御恩恵を蒙り及
貴所様ヲ初御高配を以此度之拝
命ニ至り候段御禮難尽紙毫難有
仕合奉存候　先者右御禮申上度
如此御坐候　恐惶謹言

伊達藤二郎
宗廣　（花押）

五月十三日

小川英二郎様

尚々時候御自愛　奉萬寿候随而
野生無異ニ罷在候条乍慮外御放
慮可成下候　先達而罷帰候砌より
御禮書をも可差出之処慎中ニ
付同苗五郎より御禮申上候処御
役書其上拝戴物をもいたし候段
御厚懇之至深報謝候　随而此ニ
品任御便差出候　御一燦被下候
ハハ致大慶候　先者早々□□候

というものです。この前半の部分は全く何の問題もないものと思われますが、後半の「尚々書」の部分に注目する必要があるでしょう。

問題の所在

さて、「尚々書」の部分には「先達而

写真　小川家文書　い－2
伊達千広からの書状

罷帰候砌より御禮書をも可差出之処慎中ニ付」云々という記述が見えます。

そもそも伊達千広が田辺幽閉の身を解かれることになったのは観自在院（第八代藩主重倫）の三十三回忌法要を営むにあたっての特赦というのが表面的な理由です。その法要は文久元年（一八六一）五月晦日で、彼に正式に赦しが下りたのは翌六月二日のことです。そして千広が縁者に伴われて田辺を離れたのは更にその二日後の六月四日であったということは『田辺町大帳』や『田辺御用留』がはっきりと記録しています。

となると、先の文言は一体どういうことなのでしょうか。千広は既に帰和していて、そのときからお礼状を出さなければと思いながらも謹慎中でもあり、と述べています。それも日付が五月十三日となっています。

一方で謹慎を解かれたことは安藤候以下皆様のご高配の賜物である、と喜びながら、また一方でまだ謹慎中の身であるため息子五郎に礼状を出させた、と記しているのです。まさに謎です。

五郎からの書状

ところで、伊達五郎は養父の特赦の前日の文久元年六月一日に赦されて藩籍に戻っています（宗興翁履歴より）。そのことは五郎が文久元年に藩庁へ「系譜」を提出していることからも明らかです。

その五郎から小川英二郎に宛てた書状があります。これも一部を紹介しましょう。

一筆啓上仕候入薄暑候
先以被為揃愈御清祐
被成御起居欣然之至
奉敬賀候然ハ拙父義
今日慎之義
御免被仰出誠ニ以
冥加至極難有仕合奉存候
是迄於
御館様長々蒙御恩恵
今般段々御宥免之御処置
深々難有奉存候依之
不取敢御礼御吹聴申上度
寸言呈上仕候猶後信
萬々可申上候　恐惶謹言

伊達五郎

五月十日

小川英二郎様　御中

（後略）

というもので、内容は非常によく似ています。

そこで先ず、日付の問題について考えてみましょう。千広よりわずかに三日前ではありますが、この書状は千広の書状の記述を裏付けています。親子で同じ月に出す書状の日付を間違えるということは考えにくいことですから、この二通の書状は同じ年に発せられたものという風に考えるのが妥当ではないでしょうか。

この書状では「今日慎之義御免被仰出」と記されていると同時に「段々御宥免之御処置」とも記されています。この記述に誤りがないとすれば、千広は帰和した際に完全に赦された訳ではなく、徐々に許されて行ったということでしょうか。

そのことを裏付けるように先の「系譜」には

文久元年六月二日　品々如何敷趣
相聞候段従　公辺之御趣意も有之
先年安藤飛騨守江御預田辺江差遣
候得共此度
観自在院様三十三回御忌御法事之
為御赦右御預被成
御免一類方江引取慎せ置
可申旨被　仰付候

との記載が見えます。これからすると六月二日の特赦はあくまで田辺からの解放であって、謹慎処分の完全解除ではなかったということになります。

写真　小川家文書　い－3
伊達五郎からの書状

それでは、千広は何時完全に赦されたのでしょうか。

おわりに

どうやら、五郎の書状にある「今日慎之義御免」と「段々御宥免之御処置」という記述とを併せて考えてみる必要がありそうです。

五郎の書状では「今日慎之義御免」とありますから、五月十日に完全に赦されたということでしょう。ただ、千広が彼に礼状を出すよう指示したのはもっと以前だったと考えざるを得ません。だからこそ千広は自らの書状では、「まだ慎み中なので」と書いたのではないでしょうか。結果として

①日付に間違いはない。

②千広は帰和後も謹慎していた。

という二点が明らかになりましたが、帰藩後の五郎の動向にも注目しなければなりません。というのも、五郎は文久元年六月一日に藩籍に戻り、その後国事に東奔西走しますが、「宗興翁履歴」は翌二年八月には「藩庁へ届捨」て一家を挙げて脱藩したと書いています。しかし「系譜」の表紙に「文久二戌十一月廿七日家内召連立退断絶」という貼り紙があり、横井鉄捜『脱走始末』も同日に脱出したとありますから、実際にこの二通の書状が出されたのは文久元年ではなく文久二年であって、五郎が一家を挙げて再び脱藩するまでの間に書かれたものと判断せざるを得ないものだと言えそうです。

（須山高明）